

第3号議案

令和6年度（2024年度）

事業計画書

社会福祉法人京都障害者福祉センター

令和6年度(2024年度) 事業計画 目次

No	事業所名	頁
1	法人本部	1
2	支援センター らくなん・らくとう	5
3	洛南身体障害者福祉会館	6
4	洛南障害者授産所	8
5	洛南障害者デイサービスあすなろ	9
6	伏見障害者デイサービスセンター	10
7	伏見障害者授産所	11
8	生活サポートセンターとらい	13
9	グループホームふしみ寮	14
10	放課後等デイサービスらいと	15
11	ふしみ学園	16
12	いたはし学園	17
13	山科身体障害者福祉会館	19
14	福祉有償運送事業・ラクシヨーネ	21
15	山科障害者授産所	22
16	山科障害者デイサービスセンター（ぶらんこ）	24
17	やましな学園	25
18	だいが学園	29
19	デイスポット楽	31
20	生活サポートセンターほっと	32
21	共同ホームあんど	34
22	放課後等デイサービスすてーじ	36
23	うずまさ学園	37
24	太秦障害者デイサービスセンター	38

令和6年度法人本部の事業計画

I 令和6年度資金収支予算

(1) 事業活動収入

支援費収入は、1,563百万円を見込む。(令和5年度見込に比べ17百万円の増)

補助金収入は、令和5年度に措置された新型コロナ関連及び物価高騰対策費補助金の減等により11百万円を見込む。(34百万円の減)

その他の収入は、会館・支援センター運営委託料収入等のその他事業収入175百万円、就労支援事業収入172百万円、その他29百万円の計376百万円を見込む。(5百万円の増)

以上により、事業活動収入の合計は1,950百万円となる。(12百万円の減)

(2) 事業活動支出

人件費は、定期昇給の増等により1,424百万円となる。(50百万円の増)

その他の支出は、事業費・事務費301百万円、就労支援事業支出170百万円、その他21百万円の計492百万円を見込む。(35百万円の増)

以上により、事業活動支出の合計は1,916百万円となる。(85百万円の増)

(3) 事業活動収支差額及びその他収支

事業活動収入1,950百万円から事業活動支出1,916百万円を差し引いた事業活動収支差額は34百万円の黒字となる。(令和5年度見込の収支差額131百万円の黒字から97百万円減少)

事業活動収支以外の施設整備等収支では、収入に京都いたはし学園移転工事借入金268百万、支出に同移転工事費及び借入金の返済等の317百万円を計上し、これを加えた当期資金収支差額は△15百万円の不足となる。

その他活動では、支出は福祉及び就労積立金等8百万円、収入は積立金取崩し収入等で27百万円を計上し、積立・取崩し後の当期資金収支差額は4百万円の黒字、当期末支払資金残高は819百万円となる。

区 分		令和4年度 決 算	令和5年度 見 込 A	令和6年度 予 算 B	(単位 百万円) 増△減 B - A	
事業活動	入	支援費収入等	1,343	1,546	1,563	17
		補助金収入等	45	45	11	△34
		その他の事業収入	169	175	175	△0
		就労支援事業収入	154	165	172	7
		そ の 他	35	31	29	△2
	計	1,746	1,962	1,950	△12	
	支 出	人 件 費	1,275	1,374	1,424	50
		事業費・事務費	244	280	301	21
		就労支援事業支出	145	161	170	9
		そ の 他	16	16	21	5
計		1,680	1,831	1,916	85	
収 支 差 額		66	131	34	△97	
施設整備等	収 入	3	7	268	261	
	支 出	67	222	317	95	
当 期 資 金 収 支 差 額		2	△84	△15	69	
その他の 活 動	積 立 金 支 出 等	6	6	8	2	
	取 崩 し 収 入 等	0	5	27	22	
積立・取崩し後当期資金収支差額		△4	△85	4	89	
当 期 末 支 払 資 金 残 高		900	815	819	4	

II 法人の全体事業計画

令和4年12月に策定した第3期中期経営計画（5年間2022～2026）に基づき、下記の取組を進める。あわせて全管理職が参画する3つのプロジェクトチーム（「経営PT」、「新規事業PT」、「人材育成PT」）の検討内容について可能なものから実施していく。

1 事業活動の推進

(1) 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定への対応

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定については、改定率は全体で+1.12%（前回：令和3年+0.56%）とされ、人材確保のための処遇改善、多様なニーズに応える専門性・体制の評価、支援時間・内容を勘案したきめ細かい評価、などの観点で各サービスの報酬・基準について見直しが行われた。

報酬改定は令和6年4月1日施行（ただし処遇改善加算等の一本化は令和6年6月1日施行）とされており、各サービスの報酬・基準の見直しに対する影響と対策を検討し、必要な対応を行っていく。

(2) 福祉・介護職員の処遇改善の実施

福祉・介護職員の処遇改善については、現在、①処遇改善加算、②特定処遇改善加算、③ベースアップ等支援加算の3つの加算制度すべてを取得し法人全職員に処遇改善を行っている。

今回の報酬改定で令和6年6月から3つの加算を一本化・統合し、職種間の配分ルールを撤廃し柔軟な配分を認めるなどの見直しを行うこととされた。

新加算への移行には1年間の経過措置を設けるとされているが、今後公表される新加算制度の詳細に基づき新たな処遇改善制度の検討を進める。

なお、新加算が令和6年6月施行となっていることから、当面の緊急対応として、国の令和5年度補正予算において、令和6年2月～5月の間、福祉・介護職員の月額6千円相当の引上げに見合う臨時特例交付金が措置された。これに基づき、当法人では2月から職員・嘱託の「臨時処遇手当」を月額4,100円引上げ、パート職員についても時給額を25円引き上げる。

（参考）令和6年2月以降の処遇改善による年間支給額（正職員）

支援員等 495千円（10年未満）又は583千円（10年以上有資格）

ヘルパー等 575千円（10年未満）又は663千円（10年以上有資格）

(3) 洛南エリアにおける居宅介護事業所の新設

当法人利用者やその保護者の高齢化という問題が顕在化しており、地域での生活を継続するための訪問型サービス（「居宅介護事業所」）の必要性が高まっている。

当法人では、居宅介護事業所を伏見エリア（生活「とらい」）及び山科エリア（生活「ほっと」）に開設しているが、洛南エリアにはないことから、新規事業PTの提案に基づき洛南エリアにおける居宅介護事業所の開設について検討した結果、洛南身体障害者福祉会館北隣に開設することとした。

今後、京都市への事業所申請や体制の確保等準備を進め、令和6年8月の開設を目指す。（予算措置は認可時期等を踏まえて令和6年度補正予算で措置する予定）

(4) 新型コロナウイルス感染症等への対応

新型コロナウイルス感染症については、感染症法上の位置付けが「2類相当」から「5類」に移行し、医療費の公費支援が令和6年3月で終了するなど日常の社会経済活動を取り戻す方向で進められている。

この間、国において新型コロナウイルスを含む感染症及び食中毒の予防及びまん延防止の取組みや感染症及び非常災害発生時の業務継続計画の策定が義務化され、令和6年3月に「感染対策指針」、「業務継続計画（BCP）」、「感染対策マニュアル」を策定した。

これらに基づく取組を進めるとともに、重症化リスクの高い方が利用する障害福祉施設の特性を踏まえ、日々の感染対策や利用者・職員の健康状態の把握など引き続き感染症の予防及びまん延防止の措置を講じていく。

2 施設整備の推進

(1) 「京都いたはし学園」の新築移転

京都いたはし学園については、施設が狭あいでも老朽化していることや建物が賃貸であることなどの課題があり、近隣の土地（伏見区聚楽町672番地）を取得し建物を新築して移転することとした。移転先用地については、令和5年2月に売買契約を締結、令和5年9月に所有権移転登記、その後古家の解体を完了した。

この間、建築・設備の実施設設計を進め一部別途工事を除き設計が完了した。この実施設計に基づき、令和6年4月に新築工事の入札を行う予定である。工期は令和6年5月～12月を予定しており、令和7年4月の移転開所に向け取組を進める。

（新築工事工程予定）

令和6年	3月	実施設計完了
令和6年	4月	入札実施、工事業者決定
令和6年	5月	工事着工
令和6年	12月	竣工
令和7年	4月	移転開所

(2) 伏見エリア・醍醐エリアの施設整備・拡充

グループホームは、利用者や親の高齢化が進み利用希望が多いため、伏見センターの近くに女性用グループホーム、だいが学園近くにグループホームを新たに開設する必要がある。

これら施設等の土地・物件の情報収集を行うとともに、財政状況も勘案しながら施設整備の検討を進める。

3 地域連携及び地域貢献

地域の福祉拠点である各施設を地域に開放するなど各施設において特色のある「地域における公益的な取組」を実施している。ここ数年新型コロナウイルス感染対策のため、一部の取組が休止・延期や縮小せざるを得ない状況が続いたが、地域の人々と連携してさらに取組の充実を図る。

4 人材の確保と育成

(1) 人材の確保

福祉人材の求人難解消と高齢職員の活用を図り、将来にわたり安定した経営を行うため、正職員の定年を60歳から65歳に延長している。引き続き、職員の処遇改善を進めるとともに、多様な求人情報ツールを活用した人材の確保及び内部登用制度による意欲と能力のある職員の積極的な登用を図る。

区分	R5.4.1	R6.4.1	増△減	内 訳
正職	153名	151名	△2名	新卒採用4名、退職△10名 嘱託から正職へ登用4名
嘱託	28名	24名	△4名	外部採用2名、退職△4名 パートから嘱託へ登用2名 嘱託から正職へ登用△4名
合計	181名	175名	△6名	

「新規事業PT」で検討しているヘルパー人材の確保に向けた取組（職員の居宅介護事業への理解促進、新採職員の介護職員初任者研修など）を進める。

(2) 研修の充実

法人・事業所で各種の研修を実施するとともに外部研修の受講や専門資格の取得を奨励して、施設と職員の専門性や資質の向上を図る。

5 働きがいがあり、魅力ある職場環境づくり

男女とも仕事と育児・介護を両立できるよう、育児・介護休業等支援制度のわかりやすい冊子等により職員への周知を図るとともに取得しやすい職場環境づくりに努め、ワークライフバランスを推進する。

6 財政基盤の確立

「経営PT」で検討している増収策や運営コストの削減方策などを取り入れ、施設毎の事業収支の改善を図る。

7 組織ガバナンスの確立

理事会・評議員会を適宜開催するとともに、年に3～4回評議員事業報告会を開催し法人事業運営に関する報告を行う。

理事長及び全管理職が参画する「管理職会議」を毎月開催し、法人の事業内容や運営方法等について協議し、合意の下に理事会での意思決定に反映させる。

現況報告者・財務諸表・事業報告書・役員報酬基準・事業計画書を公表するとともに、毎月発行する法人ニュースやホームページ等により一層の情報公開や情報発信を行う。

令和6年度 施設別の事業計画（案）

02-1 京都市中部障害者地域生活支援センター「らくなん」

（京都市委託相談支援事業、指定特定相談支援事業／指定一般相談支援事業／指定障害児相談支援事業）

02-2 京都市東部障害者地域生活支援センター「らくとう」

（京都市委託相談支援事業／基幹型相談支援事業、指定特定相談支援事業／指定一般相談支援事業／指定障害児相談支援事業）

1 事業目標

京都市内に居住する障がいのある人に対し、ライフステージに応じて、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、当事者相談、生活相談及び各種情報の提供等を総合的に行い、障がいのある人やその家族の地域における生活を支援し、もって障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。

2 令和6年度重点項目

・支援センター「らくなん」…覚醒剤やOD（オパードーズ）、飲酒などの依存症ケースや、24時間の支援、医療的ケアと幅広い相談が継続している。保健・医療・福祉の連携が重要で細かな支援の必要なケースが多いが、支援センターだけでなく地域の相談支援事業所との協働が重要だと考えている。協働する中で、相談支援事業所の底上げに繋がっていく事を期待したい。今年度は昨年度同様に、①これまでのプラットフォーム会議（多職種）の継続と、②南区地域における、相談支援事業所（同職種）のネットワーク作り（学習会等）を重点的に行う。

・支援センター「らくとう」…障害福祉サービスの枠組みに入らない人たちも取り残さないように、包括的な支援体制をつくり、誰もが共に過ごしていける地域社会の実現を目標としていきたい。基幹型相談支援センターの取り組みとしては、以下の取り組みを行う。

- ・東部圏域の主任相談支援専門員を中心としたネットワーク作りの継続。
- ・医療的ケアなどの重い障がいがある児童（者）を支える仕組みづくり。
- ・複合的な課題を抱えて、地域で孤立を深めている人たちに必要な支援を繋げる。

3 職員体制

支援センター「らくなん」	支援センター「らくとう」
・所長 1名（兼務）	・所長 1名（兼務）
・相談員 4名（常勤）	・相談員 5名（常勤）

4 開所日及び開所時間

月～金 11:00～19:00（休所日 土日祝日及び12/29～1/3）

- ・地域定着支援は、電話等により24時間連絡が可能な対応をとる。

5 利用対象者

- (1) 在宅の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児及びその家族、支援者とする。
- (2) 施設に入所している障がい者（児）であって地域生活を希望する者及びその家族、支援者とする。
- (3) 精神科病院に入院している精神障がい者及びその家族、支援者とする。

6 利用者定員 なし

7 サービス内容

- (1) 相談 (2) 情報提供 (3) 福祉サービス利用援助 (4) 居宅支援の利用に係るケアプランの作成
- (5) 居宅サポート事業 (6) 地域支援ネットワーク会議の開催
- (7) 京都市障害者地域自立支援協議会の事務局運営 (8) 居宅介護等事業者研修会の開催 (9) 専門機関の紹介

8 実習生及びボランティア受入、地域公益活動

- ・地域での災害時支援の取り組み。地域包括支援センターと共同し、地域住民と一緒に災害時についての研修を行う。
- ・障がいのある子どもたちの余暇支援及び保護者同士の交流を目的に「あそびの広場」の実施。

03-1 京都市洛南身体障害者福祉会館 (身体障害者福祉センター B型)

1. 事業目標

法人の理念に則り、地域で生活する障がいのある人の憩いと交流の場となるよう運営すると共に、生活の質の向上を図ることを目的に事業を実施する。

2. 令和5年度重点項目

【行動指針8：安心・安全の環境整備】

- ・設備の老朽化に注視し、ご利用者に館内を安全に利用いただけるような環境設定を行う。
- ・必要な部分の修繕と物品整理、不用品の廃棄等、館内物品整理を行う。
- ・陶芸室の教室以外の活用。

【行動指針9：地域共生社会の推進】

- ・地域の福祉会館として、地域住民も参加できるイベントを開催し、福祉会館を知っていただく。
(イベントや講習の開催。地域行事への参加等)
- ・ネットワーク会議への参加。

3. 職員配置・勤務時間等

館長(兼務) 1名、会館担当職員 3名、時短介護職員(兼務) 1名、時短喫茶職員 1名、時短会館職員 3名

4. 開所日・時間・休館日

開所日：水曜日～月曜日

開館時間：午後1時～午後9時

休館日：火曜日。1月1日～3日まで、及び12月29日～31日

5. 利用対象者

身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者

身体障害者の福祉に関する事業の関係者

6. 会館事業（サービス内容）

ロビー利用、貸室、車椅子の貸出、パソコンの利用、定期講習会、スポーツ教室、単発講習会、IT事業（パソコン教室）、京都市入浴サービス事業、京都市重度身体障害者移動支援事業

7. 実習生及びボランティア受入・地域公益事業の実施

1. 行事・講習会の運営にボランティアの受け入れと保険加入
2. 地域町内会の集会に対しての会議室の貸出（随時）
3. 地域町内会の地蔵盆等の行事への協力と部屋の貸出（8月）
4. 安心サポート事業所への登録と見守り
5. 福祉避難所の指定
6. 区社協及び関係諸団体への役員就任と会議への参加
7. 学校や関係機関の見学の受け入れ
8. 地域福祉施設・関係機関との合同行事（ふれあい夏祭り等）の開催
9. 地域住民向け公演・講習会等の開催

03-2 京都市洛南身体障害者福祉会館

(多機能型 事業生活介護事業・就労継続支援B型事業)

1. 事業目標

法人の理念に則り、障がいのある人とその家族が地域の中で主体性と尊厳を保ち、地域生活が安定的に図れるよう支援を行う。多機能型事業で行う各種サービスの提供により、利用者の自己実現や生活の質の向上に貢献を図る。

2. 令和6年度重点項目

【行動指針7：サービスの質の向上】

- ・ご利用者のニーズをくみ取ったプログラム構成の構築により、他事業所との差別化を図る。
- ・満足度を上げるために、適時ご利用者の意見を取り入れ、実行していく。
- ・令和5年度よりも各種レクリエーションを柔軟に実施し、楽しみの時間も作っていききたい。

【行動指針13：人材の定着に向けた取組の強化】

- ・業務内容が個人に偏らないように分散を図り、働きやすく、やりがいのある職場作りを目指す。
- ・有休消化率の個人差が大きくなるように、必要な職員は定期的なリフレッシュ休暇を取り入れる。
- ・課題点は職員間でしっかり議論することにより、解決を図る。職員集団が同水準の方向性を持って業務にあたる。

3. 職員体制

【生活介護事業】 管理者1名(兼務) サービス管理責任者1名(兼務) 生活支援員11名(専従及び兼務)	【就労継続支援B型事業】 管理者1名(兼務) サービス管理責任者1名(兼務) 職業支援員1名(専従) 生活支援員11名(兼務) 目標工賃達成指導員2名(兼務)	
看護職員(非常勤)1名	医師(嘱託)1名	栄養士(業務委託)1名

4. 開所日及び開所時間

開所日：月曜日、水曜日から土曜日

国民の祝日及び休日、12月29日から1月3日までを除く。

ただし、臨時開所日を設ける場合あり。

開所時間：午前8時30分から午後5時15分

サービス提供時間：午前9時00分から午後4時00分

5. 利用対象者

【生活介護事業】障害者総合支援法による障害支援区分3以上の方、但し年齢が50歳以上は障害支援区分2以上の方で、指定生活介護事業利用の支給決定を受けた方。

【就労継続支援B型事業】就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない方や、一定年齢に達している方などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持を期待されている方。

6. 利用者定員

【生活介護事業】10名

【就労継続支援B型事業】10名

7. サービス内容

1. 身本助 2. 創作活動 3. 生産活動 4. 運動プログラム・スポーツ活動 5. レクリエーション活動
6. 健康管理 7. 入浴サービス 8. プログラム別活動 9. 相談支援 10. 送迎サービス 11. 給食サービス
12. 個別皮膚書画の作成 13. ソーシャルスキルトレーニング(SST) 14. 就労継続支援 15. 就労移行支援

8. 実習生及びボランティア受入・地域公益事業の実施

1. 大学の相談援助実習の学生受け入れと有資格者による実習指導
2. 学校他、各機関の介護等体験実習の受け入れ
3. 支援学校学生の進路実習の受け入れ
4. 日常の活動、レクリエーション等へのボランティア受け入れ
5. 学校や関係機関の見学の受け入れ
6. 安心サポート事業所への登録と見守り
7. 地域福祉施設・関係機関との防災合同避難訓練、連絡会議
8. 地域住民向け講習会等は、会館事業として開催

04 京都市洛南障害者授産所（就労継続支援B型事業）

1 事業目標

- 1) 利用者の尊厳を守り人格を尊重し、その地域生活を支援するために、自立性を重視しつつ必要な支援を提供していく。
- 2) 就労の場としての施設づくりを行うとともに、一般就労が可能な利用者への就労促進に取り組む。
- 3) 授産事業の売上及び工賃の増額を目指すとともに、適正な工賃の在り方を考える。
- 4) 良質のサービスを提供するために職員の資質向上に取り組む。そのため必要な研修について、目的を明確にして計画的に実施する。
- 5) 開かれた施設づくりを行うために、施設利用についてのアンケート実施や利用者会議を開催し、利用者からの意見を積極的に傾聴し取り入れていく。

2 令和6年度重点項目

- ・地域交流（防災活動、講演会・研修会の開催、近隣の老人福祉センター、児童館との連携）を通じて互いの理解を深め合いながら共生推進に取り組む。また、災害時に対応できる事業継続計画の実行に向けた準備に取り組む。
- ・授産事業売上 前年度対比5%増

3 職員配置

所長	サービス管理 責任者	職業 指導員	生活 支援員	目標工賃 達成指導員	管理 栄養士	調理員
1（兼）	1	4	6	2	1	2

4 開所日及び開所時間

開所日：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

※但し、臨時開所日を設けることがある。

休所日：原則として土曜日、日曜日、国民の祝日及び休日。12月29日～1月3日

5 利用対象者

原則として障害者総合支援法の支給決定を受けている主に身体障害者

6 利用者定員

20名

7 サービス内容

- 1) 個人別支援
- 2) 就労支援（印刷事業部門 受託事業部門、請負事業部門）
- 3) 行事
- 4) 給食、5) 環境衛生、6) 日常生活支援、7) 工賃の支払い

8 実習生及びボランティア受入、地域公益活動

- ・将来の現場スタッフ養成と障害者福祉の裾野を広げていくために、本年度も教育関係機関等からの要請があれば実習生の受け入れを積極的に行う。
- ・京都市社会福祉協議会「チャレンジ就労体験」の受け入れを行う。
- ・将来の利用者確保に向けて、各総合支援学校及び保健福祉センターとの連携を図り、利用者見学及び実習の受け入れを行う。
- ・地域に開かれた施設をめざし、地域住民との交流を図るため、ボランティアの受け入れを行う。

05 洛南障害者デイサービスセンター「あすなろ」（生活介護事業）

1 事業目標

法人の理念に則り、障がいのある人とその家族が地域の中で主体性と尊厳を保ち、地域生活が安定的に図れるよう支援を行う。生活介護事業で行う各種サービスの提供により、利用者の自己実現や生活の質の向上に貢献を図る。

2 令和5年度重点項目

- ・策定した BCP（自然災害・感染症）に基づき、研修や訓練を実施し、具体的な内容を職員間で共有し、役割分担を再確認します。また、研修や訓練で浮き彫りになった課題については速やかに解決策を見出し対応します。
- ・身体のケアやリラクゼーション、運動、創作、作業等、利用者個々の障がい特性やニーズに応じたプログラムを提供します。
- ・地域に根付く事業所「あすなろ」としての役割について考える時間を設け、地域公益活動に取り組む事で、利用者においても人との繋がりがや社会資源を活用できる場を提供します。
- ・職員どうしの連携を密にし、安心して意見を出しあい健全に議論することで、利用者支援の質の向上と活気のある働きやすい職場を目指します。

3 職員体制

職員体制：管理者・サービス管理責任者 1名
生活支援員（常勤） 7名（うち1名兼務） 生活支援員（非常勤） 9名
看護職員（非常勤） 2名 医師（嘱託） 1名

4 開所日及び開所時間

開所日：月曜日から金曜日（国民の祝日及び休日、12月29日から1月3日までを除く）
開所時間：午前8時30分から午後5時15分
サービス提供時間：午前10時00分から午後4時00分

5 利用対象者

障害者総合支援法による障害支援区分3以上の方、但し年齢が50歳以上の方は、障害支援区分2以上で、指定生活介護事業利用の支給決定を受けた方。＊主たる対象者は身体障害者

6 利用定員

20名

7 サービス内容

1. 身体介助、2. 創作活動、3. 生産活動、4. 運動プログラム・スポーツ活動・作業プログラム、5. レクリエーション活動、6. 相談支援、7. 健康管理、8. 送迎サービス、9. 入浴サービス、10. 給食サービス、11. 個別支援計画書の作成、12. プログラム別活動、13. リラクゼーション活動

8 実習生及びボランティア受入、地域公益活動

1. 学校他、各機関の介護等体験実習の受け入れ
2. 支援学校学生の進路実習の受け入れ
3. 日常の活動、レクリエーション等へのボランティア受け入れ、会議の開催
4. 学校や関係機関の見学の受け入れ
5. 地域福祉施設・関係機関との連絡会議

06 京都市伏見障害者デイサービスセンター（生活介護事業）

1 事業目標

利用者の人権を尊重し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）の理念に基づいて地域に在住する障がいのある方に対し、通所による日中介護や、必要に応じた相談、個別の支援サービス等を提供することで、その自立と地域生活の継続を支援し、その生活の質の充実・向上をはかることを目的とする。

2 令和6年度重点項目

開所当時から利用されている利用者が介護保険に移行する過渡期でもあり、今後の利用者減に備えるためにも、新規利用者の獲得を積極的に図っていく。

地域のニーズに根づき、高次脳機能障害や社会的ひきこもり等、福祉サービスの利用にたどりつかなかった方々へのアウトリーチ活動を行い、サービス利用につなげる実践を重点的に取り組んでいく。また、利用者個人個人が抱えている、生活のしづらさを解消できる支援を引き続き行う。

3 職員体制

職 種	常 勤	非常勤	備 考
管理者		1名	兼務
サービス管理責任者	1名		
生活支援員	4名	14名	2名 相談支援事業兼務
看護師	1名	3名	
医師		1名	嘱託

4 開所日及び開所時間

月～金 8:30～17:15 （休所日 土日祝日及び12/29～1/3）

その他、管理者が必要と認めた場合は、臨時に休業する場合がある。

5 利用対象者

事業所においてサービスを提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- ・身体・知的・精神障がい者並びに難病等（18歳未満の者を除く）
- ・障害程度区分3（ただし、50歳以上の者にあつては区分2）以上に該当するもの

6 利用者定員

1日 あたり20名

7 サービス内容

(1) 学 習 (2) 音 楽 (3) 運 動 (4) 創 作 (5) 健 康 (6) 行 事 (7) 外 出 (8) 送 迎
(9) 給 食 (10) 介 護 (11) 入 浴 (12) 相 談 (13) SST

8 実習生及びボランティア受入、地域公益活動

- (1) 実習生や見学者を積極的に受け入れる。
- (2) ボランティアを積極的に受入れ、ともに活動することで地域の人や学生等との交流を深め、ボランティアの育成や啓発・広報活動の場として活用し、また福祉分野での人材育成の場としても活用していく。
- (3) 地域における障がい者の理解等、生活介護事業の理解、広報啓発活動や、施設行事等への参加の促しとともに住民の交流の場を設置する。
- (4) 地域住民を対象とした発達障がい、高次脳機能障がい、精神障がい等の理解を促す相談会や学習会を開催する。
- (5) 地域の学校等に出向いて、車椅子体験講座を開催している。
- (6) 地域の学校等の施設見学を開催している。

07-1 京都市伏見障害者授産所（多機能型生活介護事業）

1 事業目標

- 1) 安定した施設経営により、継続的に利用者へのサービスを提供する。
- 2) 職員のスキルアップによる利用者へのサービスの向上。
- 3) 創作活動・生産活動を通して生きがい・やりがいを感じる場を提供する。
- 4) 日中活動環境・設備の整備・充実、防災体制確立による安全確保。
- 5) 個別プログラムの提供による自立促進・生活改善・身体機能維持の支援を行う。
- 6) 地域の一員として地域公益活動を行う
- 7) 関係機関との連携により円滑に生活できるよう支援する。
- 8) 余暇活動の充実を図る。

2 令和6年度重点項目（法人 行動指針3、6、7、8、9、14に該当）

- 1) 土日祝の休日開所やレクリエーションの休日実施、開所日や年間利用者数を増やしていく。
- 2) 研修計画に沿って外部並びに内部研修(OJT 含)を行い積極的に参加する。
- 3) 利用者の方に満足して頂ける活動・プログラムの充実を図る。
- 4) 伏見エリアと施設でBCPを作成、防災体制を確立、不測の事態に対応できるよう努める。
- 5) 他機関との連携を強化し、利用者の方の生活面全般を支援する。
- 6) 分室を利用したのSSTの充実。
- 7) コロナ第5類に移行後、利用者の方に喜んで頂けるような活動を積極的に計画していく。

3 職員体制

管理者	サービス管理責任者	生活支援員	看護職員	嘱託医
1名(兼務)	1名(兼務)	7名(常勤5.4人)	1名(兼務)	1名(兼務)

4 開所日及び開所時間

月～金 8:30～17:15（休所日 土日祝日及び12/29～1/3）

5 利用対象者

障害程度区分が3以上、50歳以上の方においては2以上の方で法により市町村から支給決定を受けた18歳以上の障がい者の方。

6 利用者定員

6名(通所)

7 サービス内容

- ・受託作業等・下請作業（紙器加工・その他の簡易作業）自主製品の製作・販売・データ入力
- ・工賃規定に基づき支給する。（毎月1回の支給、手当の支給）

- 1) 個別支援計画
- 2) 作業支援
- 3) 生活支援
- 4) プログラム

8.実習生及びボランティア受入、地域公益活動

- 1) 関係機関や他の社会資源と連絡をとり連携して支援を行う。
- 2) 地域や大学等との連携。
- 3) 作業等ボランティアの活用や専門的な臨時職員の効果的な雇用。
- 4) 地域公益活動としてボランティアの積極的な登用
- 5) 地域の学校等に出向き、車イス体験講座を開催
- 6) 地域の小学校の施設見学の受け入れ
- 7) 伏見総合センター「ふれあいまつり」の開催

07-2 京都市伏見障害者授産所（多機能型就労継続支援B型事業）

1 事業目標

- 1) 安定した施設経営により、継続的に利用者へサービスを提供する。
- 2) 職員のスキルアップによる利用者へのサービスの向上。
- 3) 売上げ維持を図り、工賃を維持出来るよう努める。
- 4) 作業環境の整備、作業設備の充実、防災体制確立による安全確保。
- 5) 地域の中において授産所としての活動を行なう。
- 6) 生産活動に加え余暇活動も充実させていく

2 令和6年度重点項目（法人 行動指針3、7、8、9、14に該当）

- 1) 土日祝の休日開所やレクリエーションの休日実施、開所日や年間利用者数を増やしていく。
- 2) 研修計画に沿って外部並びに内部研修(OJT 含)を行い積極的に参加する。
- 3) 作業の見直しを行い、より効率が良く単価の高い作業の開拓を行っていく。
- 4) 授産事業においては積極的に各方面へ営業を行い、受注増に繋げていく。
- 5) 伏見エリアと施設でBCPを作成、防災体制を確立、不測の事態に対応できるよう努める。
- 6) 積極的に地域公益となる取り組みを探っていく。
- 7) コロナ第5類に移行後、利用者の方に喜んで頂けるような活動を積極的に計画していく。

3 職員体制

管理者	サービス管理責任者	生活支援員及び職業指導員	目標工賃達成指導員
1名（兼務）	1名（兼務）	4名（常勤2.1人）	1名（常勤換算1人）

4 開所日及び開所時間

月～金 8:30～17:15（休所日 土日祝日及び12/29～1/3）

5 利用対象者

法により市町村から支給決定を受けた18歳以上の障がい者の方。

6 利用者定員

14名（通所）

7 サービス内容

- ・印刷事業・パソコンによる版下作成、オンデマンド・オフセット印刷、製本、データ入力
- ・その他・下請作業（紙器加工・その他簡易作業）自主製品の製作・販売
清掃作業（館内清掃・ワックス掛け等）

工賃： 工賃規定に基づき支給する（・毎月1回の支給・手当の支給）

- 1) 個別支援計画作成
- 2) 就労支援
- 3) 生活支援

8.実習生及びボランティア受入、地域公益活動

- 1) 関係機関や他の社会資源と連絡をとり連携して支援を行う。
- 2) 地域や大学等との連携。
- 3) 作業等ボランティアの活用や専門的な臨時職員の効果的な雇用。
- 4) 地域公益活動としてボランティアの積極的な登用
- 5) 地域の学校等に出向き、車イス体験講座を開催
- 6) 地域の小学校の施設見学の受け入れ
- 7) 伏見総合センター「ふれあいまつり」の開催

08 生活サポートセンター「とらい」

(居宅介護事業・重度訪問介護事業・行動援護事業・同行援護事業・移動支援事業)

1 事業目標

利用者の人権を尊重し、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」(以下「法」という。)の理念に基づいて、地域に在住する障がいのある方に対し、安心して日常生活を続けていけるために必要な身体介護、家事援助等の居宅介護サービス及び移動支援を提供することで、その自立と地域生活の継続を支援し、その生活の質の充実・向上をはかることを目的とする。

2 令和6年度重点項目 <第3期中期経営計画>

法人の示す14の行動指針の内、「行動指針8安全・安心の環境整備」について、安全・安心で良質な福祉サービスを提供するための利用者の生活環境・利用環境を整備することを重点的に取り組む。

土曜日に比べ、日曜日の支援体制が整っておらず、日曜日の支援のご依頼があっても断らざるを得ないことが多い。

日曜日よりも多くの支援を行える職員体制を整え、利用のご依頼を断ることなく、障がいのある方たちが、地域で安心して生活を続けていける支援を行っていききたい。

3 職員体制※令和6年2月現在

* 所長(管理者)	1人(兼務)
* サービス提供責任者	3人(常勤1人、他兼務:常勤換算 2.5人以上)
* 指導員(常勤ヘルパー)	3人(兼務)
* ヘルパー(登録・時短)	18人

4 開所日及び開所時間

* 開所日	月曜日～土曜日 (国民の祝日及び12月29日～翌年1月3日までを除く)
* 開所時間	午前10時～午後6時30分
* サービス提供日	年中無休
* サービス提供時間	午前7時～午後10時まで。

5 利用対象者

居宅介護事業等や移動支援事業の支給決定を受けた、身体障がい者・知的障がい者及び精神障がい者(18歳未満の障がい児を含む)及び難病等対象者。

6 利用者定員

サービス提供責任者一人に対し、利用者40名まで登録

7 サービス内容

- ①居宅介護等事業(・居宅介護(身体介護・家事援助・通院等介助)・重度訪問介護・行動援護・同行援護)
- ②京都市地域生活支援事業(移動支援事業)
- ③京都市重度障害者入院時コミュニケーション支援員派遣事業
- ④宇治市地域生活支援事業(移動支援事業)
- ④福祉有償運送(京都ラクシヨーネ伏見)

8.実習生及びボランティア受入、地域公益活動

*利用者の地域生活支援の充実のため、他機関(利用者の通所先、福祉事務所、相談支援事業所、支援センター、医療機関など)との連携をより強固なものにし、地域の安心ネットワーク作りに努める。

*実習・ボランティアの希望者があれば、積極的に受け入れ、福祉分野での人材の育成に寄与する。

09 グループホーム「ふしみ寮」（共同生活援助・介護サービス包括型）

1 事業目標

利用者の人権を尊重し、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」（以下「法」という。）の理念に基づいて、地域に在住する障がいのある方に対し、共同生活住居において、夜間も含めた日常生活の援助や、必要に応じた相談、個別の支援サービスを提供することで、その自立と地域生活の継続を支援し、その生活の質の充実・向上をはかることを目的とする

2 令和6年度重点項目 <第3期中期経営計画>

法人の示す14の行動指針の内、「行動指針8安全・安心の環境整備」について、安全・安心で良質な福祉サービスを提供するための利用者の生活環境・利用環境を整備することを重点的に取り組む。

現在は、男性を対象としたグループホームのみを運営している。グループホーム入居を希望している女性を支援するため、女性を対象としたグループホームの開設を目指す。

また、現在運営しているグループホームの営業日が月曜日から金曜日となっているが、ご家族の高齢化により、帰宅時の負担が重くなっているご家庭がある。グループホームの営業日を増やし、ご家族の負担軽減を図りたい。

3 職員体制

職 種	常 勤	非常勤	常勤換算
1. 管理者		1人（兼務）	0.1人
2. サービス管理責任者		1人（兼務）	0.3人
3. 世話人		6人以上（兼務）	1.6人
4. 生活支援員		6人以上（兼務）	2.5人

4 開所日及び開所時間

*開所日 月曜日から金曜日までとする。

※サテライト型は、土曜日・日曜日を終日開所とする。

*開所時間 午後4時から翌午前9時までとする。

*休所日 土曜日9時以降、日曜日 12月29日から1月3日まで ※サテライト型は、休所日を設けない。

5 利用対象者

障害支援区分に関係なく、共同生活援助の支給決定を受けた、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者（18歳未満の者を除く）及び難病対象者。

6 利用者定員

男性10人 *榎形町4人 *清水町1人（サテライト型） *鍛冶屋町5人（1室体験利用）

7 サービス内容

- ① 利用者に対する相談
- ② 食事の提供
- ③ 健康管理、服薬の管理、金銭管理の援助
- ④ 余暇活動の支援
- ⑤ 通所施設等との連絡調整
- ⑥ 財産管理等の日常生活に必要な援助
- ⑦ 入浴、排泄、食事等の介助
- ⑧ 緊急時の対応

10 放課後等デイサービス「らいと」（放課後等デイサービス）

1 事業目標

利用者の人権を尊重し、「児童福祉法」の理念に基づいて、学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための支援等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等に充実して過ごせる場とする。

2 令和6年度重点項目 <第3期中期経営計画>

法人の示す14の行動指針の内、「組織統治（ガバナンス）の強化」、「コンプライアンス（法令等守）の徹底」、「包括的支援の充実・展開」、「地域共生社会の推進」、「人材の育成の取組の強化」を踏まえ、『京都市南部障害者地域自立支援協議会 児童に関する専門部会』で放課後等デイサービス分科会の中核として参加し、南部圏域及びその周辺の事業所間の連携強化をはかり、南部圏域の放課後等デイサービス事業所の提供するサービス向上、支援に関わる支援者の質の向上、事業所の健全運営に努めていきたい。

3 職員体制

職 種	常勤	非常勤	常勤換算
1. 所長（管理者）		1人（兼務）	0.3人
2. 児童発達支援管理責任者	1人（専従）		1.0人
3. 児童指導員・保育士 専門職指導員	4人（専従）	2人以上	4.0人以上
4. 看護師・准看護師		2人以上	0.4人以上

4 開所日及び開所時間

月曜日から土曜日まで（日曜、祝日、年末年始 12/29～1/3 を除く）

開所時間は、平日 14:00 から 17:00、土曜日など学校休業日 11:00 から 17:00 とする。

5 利用対象者

学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障がい（身体障がい、知的障がい、精神障がい及び難病等対象者（発達障害児を含む）、医療的ケア児、重度心身障害児）のある児童で、放課後等デイサービスの支給決定を受けている者。

6 利用者定員

1日あたり 10名

7 サービス内容

- ① 放課後等デイサービス計画の作成
- ② 日常生活訓練・学習
- ③ 創作的活動
- ④ 相談
- ⑤ 介護方法などの相談・助言
- ⑥ 健康指導
- ⑦ 送迎サービス

8.実習生及びボランティア受入、地域公益活動

* 利用者の地域生活支援の充実のため、他機関（利用者の通学先、福祉事務所、相談支援事業所、支援センター、医療機関など）との連携をより強固なものにし、地域の安心ネットワーク作りに努める。

* ボランティアを積極的に受け入れ、地域の人や学生等との交流を深め、ボランティアの育成や啓発・広報活動の場として活用し、また福祉分野での人材育成の場としても活用していく。

11 京都市ふししみ学園（生活介護事業）

1 事業目標

利用者の障害の特性に配慮した環境を整備し、一人ひとりのニーズに沿った働き・活動を保障する。

2 令和6年度重点項目

- ①「働き」「役割」を通じた自己肯定感の向上、②「多様な経験」を通じた主体的な生活への支援、③「健康の維持」を狙いとする運動プログラムの積極的な導入。

上記3点を実現するプログラム実施と成果のモニタリング実施を重点項目とする。

3 職員体制

園長	サービス管理責任者	支援員	嘱託医	栄養士	看護師	合計
1名 (兼)	2名 (兼)	27名	1名 (兼)	1名 (委託)	1名 (兼)	33名

4 開所日及び開所時間

月曜日から金曜日まで 9:00~16:00（土曜、日曜、祝日、年末年始12/29~1/3を除く）

5 利用対象者

主に知的に障害がある方

6 利用者定員

定員 55名（通所）

7 サービス内容

①日中活動

- 利用者相互の話し合いの機会（仲間の会）を定期的で開催し、利用者主体の活動を促す機会や意思決定・自己選択場面において成功体験が積める機会を多く設ける。
- 健康や体力の維持向上を目的として、機能訓練の他にもヨガやリズム体操等、各種の運動プログラムや外出プログラムなど体を動かす機会を積極的に取り入れる。
- 安全・快適な活動環境を提供するために整理整頓を推進する。また利用者個々の特性に応じた構造化を図り、安定して過ごせる環境作りに取り組む。

②工賃の支給、③送迎、④余暇活動の充実、⑤給食提供、⑥機能訓練、⑦入浴・洗濯・通院等

8.実習生及びボランティア受入、地域公益活動

- ① 地域の障がい児・者（近隣教育機関等）の実習・見学を受け入れる。
- ② 教員免許取得のための「介護等体験」を受け入れ、福祉教育の向上に貢献するとともに、大学や専門学校の福祉課程・保育課程の実習生を受け入れ、将来の福祉スタッフの養成に協力する。
- ③ ボランティアを募集し、作業や行事、その他の活動を通じて、障がい者への理解を深め、利用者のよきパートナーとして活動する機会を提供する。
- ④ 京都市社会福祉協議会より依頼があった「チャレンジ体験事業」を受け入れ、日中活動の場を提供し、社会参加へのリハビリに協力する。
- ⑤ 分室「ひだまり」での講習会を企画開催し、地域住民との共生を図ると共に、レンタルスペースとして活用してもらうことで、地域住民に憩いの場を提供する。
- ⑥ 地域の安心・安全サポート事業所として地域の防犯・交通安全の一翼を担う。
- ⑦ 伏見区社会福祉協議会や自立支援協議会等地域者団体の活動に参画し、地域住民の要請にこたえる体制を整備する。

12-1 京都いたはし学園（多機能型就労移行支援事業）

1 事業目標

- 法人の基本理念に基づき、就労を希望する障がい者に対し、当事業所内や企業での作業や実習等を通して、一般就労に必要な知識・技能及び体力を養い、適性に合った職場に就労し定着を図ることを目的とした訓練・指導等を行う。
- 就労継続B型を利用希望する障がい者に対して、2次アセスメントの実施を積極的に行う。

2 令和6年度重点項目

- 昨年度、新規利用者が居なかったことから、利用者確保に尽力する。
- 就労支援に力を入れ一人でも多くの方の一般就労を叶えていく。
- 施設移転の準備期間となることから、より健全な経営と事業運営を行いつつ、スムーズな移転が出来るよう準備を進める。行動指針『健全で安定的な財政基盤の確立』
- 令和7年4月の移転に向け、設計や設備の準備を進める。
- 行動指針『法人の将来を担う人材の確保』を元に、事業の推進と共にそれを担う人材の確保に努め、定着が出来るよう育成を行う。
- 次年度以降の事業継続の是非について検討し、早期に対処する。

3 職員体制

職種	管理者	サービス担当者	就労支援員	職業指導員	生活支援員	嘱託医
就労移行	1（兼任）	1（兼任）	2（兼任1）	2（兼任1）	1	1（兼任）

4 開所日及び開所時間

月曜日～土曜日 午前9時00分～午後4時00分 臨時営業日を設けることがある。
休所日：日曜日及び祝日、年末年始（12/29～1/3）

5 利用対象者

主に知的に障がいがある方

6 利用者定員

6名

7 サービス内容

- 作業訓練：B型事業への作業実践訓練
- 就労準備：座学（就労意欲の喚起・面接支度・履歴書作成・マナー・各種研修参加等）職場見学・実習（各種企業・工場・店舗・施設等）職歴評価（能力・適性・体力等）求職活動（ハローワークへの相談・就業・生活支援センターへの登録・相談、はあとふるジョブカフェへの登録・相談等）
- 職場定着支援（6ヵ月間）：OB会の開催 職場訪問、その他相談（電話・メール相談）
- 工賃の支給：工賃規定に基づき支給する。（上記①②の活動に対して）
- 給食の提供
- 機能訓練：毎月数回、法人所属の柔道整復師による巡回指導を受け、健康維持や姿勢改善に努める。

8.実習生及びボランティア受入、地域公益活動

- 大学や専門学校実習生及びボランティアの受け入れ
- 各課関係機関からの見学や実習の受け入れ
- 自立支援協議会や社会就労センター等、関係団体への役員派遣
- 子ども食堂でのお菓子作り教室の開催等

12-2 京都いたはし学園（多機能型就労継続支援B型事業）

1 事業目標

- ・法人の基本理念に基づき、自立するために知識・技能及び体力を向上し、能力を発揮することを目的とした訓練・指導等を行う。その為に有効な授産活動を促進し、地域に求められる事業展開を行う。
- ・適切な人員配置を見極め、収支のバランスを考えた販路や取引先へと絞っていく。また、利用者確保に努め、健全な事業運営を図る。

2 令和6年度重点項目

- ・利用者増に伴う新たな作業の確保や、現作業の工程を見直し、利用者が主体となって取り組むことが出来る事業運営に努める。
- ・施設移転の準備期間となることから、より健全な経営と事業運営を行いつつ、スムーズな移転が出来るよう準備を進める。行動指針『健全で安定的な財政基盤の確立』
- ・行動指針『法人の将来を担う人材の確保』を元に、事業の推進と共にそれを担う人材の確保に努め、定着が出来るよう育成を行う。
- ・事業の一本化を見据えた利用者確保、人員配置、営業体制等の検討を行う。
- ・移転までの間、備品、物品の精査を行いスムーズに移行が出来るよう準備を進める。

3 職員体制

職 種	管理者	サービス提供者	職業指導員	生活支援員	目標達成指導員	嘱託医
配置体制	1（兼任）	1（兼任）	3（兼任1）	2（兼任1）	1	1（兼任）

4 開所日及び開所時間

月曜日～土曜日 午前9時00分～午後4時00分 臨時営業日を設けることがある。
休所日：日曜日及び祝日、年末年始（12/29～1/3）

5 利用対象者

主に知的に障がいがある方

6 利用者定員

14名

7 サービス内容

- ①就労事業の提供
 - ・【パン工房くーべによる就労】外部販売、受注納品
 - ・【菓子工房プチポッシュェ就労】菓子の製造
 - ・【清掃等受託就労】久我の杜での駐車場、水路清掃、伏見センター清掃、軽作業
- ②工賃の支給・・・工賃規定に基づき支給する。
- ③給食の提供
- ④機能訓練：毎月数回、法人所属の柔道整復師による巡回指導を受け、健康維持や姿勢改善に努める。
- ⑤土曜（祝日）プログラムの実施

8.実習生及びボランティア受入、地域公益活動

- (1) 大学や専門学校実習生及びボランティアの受け入れ
- (2) 各課関係機関からの見学や実習の受け入れ
- (3) 自立支援協議会や社会就労センター等、関係団体への役員派遣
- (4) 子ども食堂でのお菓子作り教室の開催等

13-1 京都市山科身体障害者福祉会館（身体障害者福祉センターB型）

1.事業目標

身体障害者福祉法の理念、法人理念に基づき、京都市障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設条例の定めるところに従い、各種事業を実施することによって、地域に在住する身体に障がいのある方の豊かな日常生活の実現、および生活の質の充実を図る。

2.令和6年度重点項目

（1）「利用者ニーズの把握と事業の更新」

- ・アンケート等の実施により利用者ニーズを把握する。
- ・既存の事業内容にとらわれることなく、地域の福祉施設として取り組める事業を模索し、実行に移す。

（2）「職員間の横断的連携による、風通しの良い職場づくり」

- ・多様な職務、勤務形態の職員が相互に連携を取り合い業務を遂行する。
- ・会館業務、生活介護、福祉有償運送、それぞれの連携・協働により事業の効率化及び充実を図る。
- ・京都市山科障害者授産所と業務連携を行い、事業の効率化及び充実を図る。

3.職員体制

館長 1名・支援員 3名・非常勤職員 4名・看護師 1名

4.開所日及び開所時間

開館日：月曜日・水曜日～日曜日・国民の祝日及び休日

開館時間：午後1時～午後9時

休館日：火曜日ならびに年末年始（12/29～1/3）

5.利用対象者

- ① 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
- ② 身体障害者の福祉に関する事業の関係者
- ③ その他市長が適当と認める者

6.利用者定員

なし

7.サービス内容

- ① 各種相談
- ② 指導及び啓発
- ③ 貸室
- ④ 定期講習会（書道、華道、水墨画、ソフトエアロ、太極拳、カラオケ、フラダンス、笑いヨガ以上8講座を実施）
*民謡、歌声、ウクレレは今年度休講。
- ⑤ パソコン講習会 3講座を開講
- ⑥ 入浴サービス事業
- ⑦ その他社会福祉の増進に関する事業

8.実習生及びボランティア受入、地域公益活動

実習生の受け入れ

ボランティアの受け入れ

フリースペース（月2回）

13-2 京都市山科身体障害者福祉会館（生活介護事業）

1.事業目標

身体障害者福祉法と障害者総合支援法の理念に基づき、地域の身体に障がいのある方に通所による日中介護や相談等の個別の支援サービスを提供し、その生活の質の向上を図るとともに、その自立と地域生活の継続を支援する。

2.令和6年度重点項目

- (1)「収益性の確保・財務基盤の確立」
 - ・利用者の安定的通所、新規利用者獲得を積極的に行い、通所率向上を目指す。
(年間目標：定員利用率75%)
 - ・業務の効率化、生産性の向上を進める。
- (2)「サービスの質の向上」
 - ・サービス提供方針を明文化し、職員間での共有、実践を行う。
 - ・利用者・家族の利用満足度を把握するためのアンケートを実施し、サービス改善につなげる。
- (3)「職員間の横断的連携による風通しの良い職場づくり」
 - ・多様な職務、勤務形態の職員が相互に連携を取り合い業務を遂行する。
 - ・会館業務、生活介護、福祉有償運送、それぞれの連携・協働により事業の効率化及び充実を図る。
 - ・京都市山科障害者授産所と業務連携を行い、事業の効率化及び充実を図る。

3.職員体制

	常勤	非常勤
管理者	1名	
サービス管理責任者	1名	
生活支援員	6名	3名
看護師		2名(兼務)
医師		1名(嘱託)

4.開所日及び開所時間

- 開所日 月曜日、水曜日から土曜日、
開所時間 午前8時30分から午後5時15分まで
※休所日 火曜日・日曜日及び年末年始等(12/29～1/3、5/3～5/5)

5.利用対象者

京都市在住の18歳以上で、障害者総合支援法による障害支援区分3以上の方
(50歳以上の方は区分2以上の方)

6.利用者定員

1日あたり20名

7.サービス内容

身体介助、創作的活動、リハビリテーション、レクリエーション、各種相談、送迎、入浴、給食サービス、その他個別に必要なプログラム

8.実習生及びボランティア受入、地域公益活動

- ・実習生を計画的に受け入れ、人材の養成と啓発を行う。
- ・ボランティアを積極的に受け入れ、地域との連携と交流を深める。

福祉有償運送「京都ラクシヨーネ」

1 事業目標

移動・外出に困難を抱える障がいがある方が、住み慣れた地域において安心して豊かな生活ができるように、質の高い移動支援サービスを提供するとともに、個々の利用者のニーズを柔軟に受け止められるサービス体制を構築する。

2 令和6年度重点項目

- ① 会員の移送ニーズを確実に把握し、ミスが発生しないよう確実な予約作業を行う。
- ② 福祉運送事業者として必要な運転技術、障がいについての知識、介護技術、接遇マナーの向上に努めるとともに、安全運転を徹底し、サービスへの信頼とその充実を図る。
- ③ 利用する人の立場に立ち、生活上の困りごとや必要なサービスを得られない場面の相談に応じ、移動支援サービスを通じて移動・外出に困難を抱える障がいのある方が地域で安心して生活していけるよう包括的に支援を行う。
- ④ 感染症対策として、マスクの着用、消毒用アルコールの車両への備え付け、車内の消毒を引き続き行う。

3 職員体制

運行管理責任者：1名、運行管理代行責任者：1名、整備管理責任者：1名（委任）、
運転者（常勤）：14名（兼務）、運転者（非常勤）：2名（兼務）、安全運転管理者：1名（兼務）

4 営業日及び営業時間

営業日 月・水・木・金・土（13時～17時）
開所時間 午前8時30分～午後17時

5 利用対象者

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、および、その他の障がいを有する者

6 輸送の対価

運送の区域：京都市（出発地または到着地が京都市であること）
料金：初乗り 600円/15分まで。以後15分単位ごとに600円。
迎車料（5km以上）：500円/5km単位
待機料（10分以上）：600円/30分単位
介助料：600円/15分単位

7 サービス内容

会員登録：福祉有償運送を利用するには会員登録を行う。
利用予約：利用しようとする者は電話、書面（申込書）、あるいは口頭で、利用日時、出発地、行先、乗車人数等を伝え、申込みを行う。
利用：予約日時、場所に車両を配車し、会員を乗せて目的地に向かう。
会員は到着時に所定の料金を支払う。

8.実習生及びボランティア受入、地域公益活動

- ・会員および地域住民からの相談に応じる。
関係機関と連携をとりながらサービスや制度の紹介を行うとともに、即時対応が必要な場合には柔軟に支援を行っていく。
- ・災害等非常事態が発生した場合、車両を必要な場所に運行し、地域への協力をを行う。

15-1 京都市山科障害者授産所（多機能型 生活介護）

1 事業目標

- 1) 利用者一人ひとりの人権を尊重し、住み慣れた地域で自立した生活が送れるように支援する。
- 2) 日常の関わりの中から、将来像を思い描くことができるように支援する。また利用者自身が自己決定できる機会を提供していく。
- 3) 生産活動を通して売上増を図り工賃額の維持に努める。また、適正な作業工賃を支給する。
- 4) 日中活動において個々の障がい特性や機能に合わせた個別の支援を行う。
- 5) 相談支援事業と連携しながら、将来を見据えた生活全般の相談及び支援を行う。

2 令和6年度重点項目

- 1) 「利用者一人一人がやりがいを感じる仕事を提供する」
 - ・得意を生かせる作業を提供する。
 - ・活気のある職場環境を作る。
 - ・主体的に作業に取り組むことができる仕組みを作る。
- 2) 「利用者としっかりと向き合い、後悔のない支援を行う」
 - ・仲間と一緒に楽しさを共感できる機会を提供する。
 - ・将来の生活を見据えた支援を行う。
 - ・身体機能の変化に応じた支援を行う。
 - ・選ばれる魅力ある施設づくりを目指す。
- 3) 「無駄のない効率的な業務運営を行う」
 - ・整理整頓・構造化を進め無駄なく業務に従事する。
 - ・業務の標準化を進める。
 - ・京都山科身体障害者福祉会館と業務連携を行い、事業の効率化及び充実を図る。

3 職員体制

職種	所長	サービス 管理責任者	生活支援員	看護師	医師	合計
人数	1	1	7	1	1	11
備考	兼務	兼務		兼務	嘱託	

4 開所日及び開所時間

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
※休所日・日曜日、祝日及び年末年始（12/29～1/3）

5 利用対象者

- ・障害支援区分3以上の障がいのある方
- ・年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分2以上の身体に障がいのある方

6 利用者定員

10名

7 サービス内容

就労事業：印刷業務、下請け業務（紙加工及び軽作業）、清掃業務、自主製品製作、生活支援、レクリエーションプログラム、リハビリプログラム

8.実習生及びボランティア受入、地域公益活動

- ・地域に開かれた施設を目指し、地域ボランティア・実習生・見学者の受け入れや近隣の小学校との交流を行い、地域との連携を深める。
- ・将来の福祉を担う人材育成のため、積極的に実習生の受け入れを行う。

15-2 京都市山科障害者授産所（多機能型 就労継続支援 B 型）

1 事業目標

- 1) 利用者一人ひとりの人権を尊重し、住み慣れた地域で自立した生活が送れるように支援する。
- 2) 日常の関わりの中から、将来像を思い描くことができるように支援する。また利用者自身が自己決定できる機会を提供していく。
- 3) 生産活動を通して売上増を図り、工賃額の維持に努める。また適正な作業工賃を支給する。
- 4) 企業就労を希望する利用者においては、労働環境を整え障害者職業相談室等と連携を図りながら、企業就労できるように支援する。
- 5) 相談支援事業と連携しながら将来を見据えた生活全般の相談及び支援を行う。

2 令和6年度重点項目

- 1) 「利用者一人一人がやりがいを感じる仕事を提供する」
 - ・得意を生かせる作業を提供する。
 - ・活気のある職場環境を作る。
 - ・主体的に作業に取り組むことができる仕組みを作る。
- 2) 「利用者としっかりと向き合い、後悔のない支援を行う」
 - ・仲間と一緒に楽しさを共感できる機会を提供する。
 - ・将来の生活を見据えた支援を行う。
 - ・身体機能の変化に応じた支援を行う。
 - ・選ばれる魅力ある施設づくりを目指す。
- 3) 「無駄のない効率的な業務運営を行う」
 - ・整理整頓・構造化を進め無駄なく業務に従事する。
 - ・業務の標準化を進める。
 - ・京都山科身体障害者福祉会館と業務連携を行い、事業の効率化及び充実を図る。

3 職員体制

職種	所長	サービス 管理責任者	生活支援員	職業支援員	目標工賃 達成指導員	医師	合計
人数	1	1	1	1	1	1	6
備考	兼務	兼務				嘱託	

4 開所日及び開所時間

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 ※休所日・日曜日、祝日及び年末年始（12/29～1/3）

5 利用対象者

- ・18歳以上の障がいのある方
- ・就労意欲があり、生産活動を通して知識や能力の向上、及び就労支援を希望している方

6 利用者定員

10名

7 サービス内容

就労事業：印刷業務、下請け業務（紙加工及び軽作業）、清掃業務、自主製品製作、生活支援、レクリエーションプログラム、リハビリプログラム

8.実習生及びボランティア受入、地域公益活動

- ・地域に開かれた施設を目指し、地域ボランティア・実習生・見学者の受け入れや近隣の小学校との交流を行い、地域との連携を深める。
- ・将来の福祉を担う人材育成のため、積極的に実習生の受け入れを行う。

16 京都市山科障害者デイサービスセンター「びらんこ」（生活介護事業）

1 事業目標

- ・一人一人の人格を尊重し、日中活動を通して自己実現を保障する
- ・利用者が地域で普通の暮らしをおくることを支援する

2 令和6年度重点項目

①専門性を下地とした継続性のある支援体制づくり

チームワークを基礎とし、利用者への継続したアセスメントツール（フレームワーク等）を組織内で取り入れることにより、専門的且つ俯瞰的な視点で個々の障がい特性にあわせた個別支援を目指す。支援に関する職場内研修も積極的に実施し、知的に障がいがある方への配慮について、個々の職員の支援方法を統一していく。

（行動指針7 サービスの質の向上・職員教育、研修の充実）

②楽しんで過ごせるプログラム内容や環境の設定

利用者の障がい特性やストレングスに合わせた新しいプログラム内容を考えたり、年間行事、活動場に広がりを持たせ、事業所の強みを増やしていく。

（行動指針8 安心、安全の環境設定・生活の質の向上）

③財務基盤の確立

引き続き、適切な収益性の確保に向け、将来を見通した計画的・効率的な事業運営を目指す。

（行動指針3 健全で安定的な財務基盤の確立・財務基盤の確立）

3 職員体制

管理者（兼務）1名、サービス管理責任者1名、生活支援員12名、看護師 1名、医師（嘱託・兼務）1名

4 開所日及び開所時間

<開所日>月～土曜日、8時30分～17時15分 ※休所日 土曜、祝日、年末年始（12/29～1/3）

5 利用対象者

原則として、山科区、伏見区の醍醐地域にお住まいの、障害者手帳を所持する、18才以上の方で障害程度区分3以上の方（50才以上の方は障害程度区分2以上）

6 利用者定員

20名（登録人員 27名）

7 サービス内容

ワーク、運動、リラックス、ストレッチ、創作、販売、音楽、室内レクリエーション、散髪

8.実習生及びボランティア受入、地域公益活動

- （1）地域に開かれた施設づくりや、幅広い利用者支援、福祉分野での人材育成のため、積極的に実習生、ボランティアを受け入れる
受け入れは、個人情報に配慮し利用者及びご家庭の同意の下、適切な情報提供を行う
- （2）地域と施設のふれあいの場として地元諸団体と協力・協働して「秋まつり」を開催する

17-1 京都市やましな学園（多機能型生活介護事業）

1 事業目標

障害者総合支援法の理念に基づき、ご利用者の生活全般にわたるニーズの把握とその実現に努め、ご利用者が現在と共に将来にわたって地域での普通の暮らしを送ることを支援する。

2 令和5年度重点項目

- (1) すべての人々の人権と尊厳を尊重して、PECS 等コミュニケーション支援の手法を取り入れるなど、本人の自己決定・自己選択・自己表出に配慮した支援を行なう。また、TTAP 等を用い、それぞれの特性やスキルの評価を行ない、本人の理解しやすい方法で活動を設定する。
- (2) 障害支援区分が重度認定の利用者に対応した重度障害者支援を提供する。
- (3) 加齢、身体機能低下などに伴い、ご利用者のニーズ変化や実態に応じた支援（活動、環境設定等）を行う。また、現在受注している作業を再検討し、利用者にあった作業内容や量に見直す。
- (4) 工賃規定の変更を行い、従事した時間以外にも個々のスキルや作業内容等を反映させる。スキル向上に向けた取り組みを行ない、工賃を得る喜びにつなげる。
- (5) 野菜販売『朝市』、外部出店、『府民だより』等のポスティングを通して地域との交流を深めるとともに働くことへの喜びを感じてもらえるように支援する。感染症対策で中止していた山科合同福祉センター1階での野菜販売についても時期や体制等、考慮し実施を検討する。
- (6) 感染症予防、健康観察等については引き続き行う。利用者や家族の感染症に対する不安や疑問を軽減し、安心して過ごせるよう気持ちに寄り添っていく。
- (7) 事業運営の安定化のために利用率の向上を図るとともに新規の利用者獲得に向けた魅力ある事業の方向性を模索、検討する。

3 職員体制

管理者（兼務）1名、サービス管理責任者2名、生活支援員11名、看護師（兼務）1名、
医師（嘱託・兼務）1名

4 開所日及び開所時間

開所日：月～金曜日 午前8：30～午後5：15

※休所日・土曜、日曜、祝日、年末年始

※第3土曜日に臨時開所する場合がある。（4月、11月、3月は除く）

5 利用対象者

- ・主に知的障がい者(18歳未満の者を除く)
- ・障害支援区分3(ただし、50歳以上の者にあつては区分2)以上に該当するもの

6 利用者定員

35名

- ・障害支援区分3(ただし、50歳以上の者にあつては区分2)以上に該当するもの

7 サービス内容

<生産活動>

社会経済活動への参加の場の提供。生産活動に従事することで充実感・達成感を感じることを目的として以下の活動を行う。

- | | |
|-----------------|--------------------------------|
| (1) 古紙リサイクル事業 | 京都市廃棄帳票シュレッダー処理 |
| (2) 下請け | 軽作業、ポスティング等 |
| (3) 自主製品の製作、販売等 | 利用者の絵を使用した製品（クリアファイル・しおり）の製作販売 |

(4) 除草作業

毘沙門堂等の除草作業を就労継続 B 型事業と分担して行う

<日中活動支援>

- (1) 必要な介助を適切に提供する。
- (2) 作業プログラムにとどまらず、ご利用者一人一人の特性に応じたプログラムを提供するように努める。
- (3) 自己表出や自己決定を支援し、サービス利用主体・自己の人生の主体としての成長を支援する。
- (4) 栄養摂取・摂食自立支援・栄養管理・楽しみ場・選択の機会等の目的をもって給食提供する。
- (5) 日常的な健康管理に努める。
- (6) ご利用者の生命の安全を守る。交通安全、災害予防、緊急時のスムーズな対応に努める。
- (7) 支援の質向上のため、ご利用者の特性や能力、好みなどについて評価(アセスメント)である TTAP(自閉症スペクトラムの移行アセスメントプロフィール)を行う。

<地域生活支援>

- (1) 相談支援
- (2) ご利用者の地域での生活を支援する。

8.実習生及びボランティア受入、産学連携、地域公益活動

- (1) 実習生・ボランティアの受け入れを行う。橘大学の地域貢献活動等、地域の大学との協働を勧める。
- (2) 地域と施設のふれあいの場として地元諸団体と協力・共同して「秋まつり」を開催する。
「朝市」等で当施設のチラシを配布し、地域への理解を求めていく。
- (3) 地域ニーズの把握と実現に向けて関係機関・施設・団体等とのネットワークを作り人的交流、情報交換をはかる。

17-2 京都市やましな学園（多機能型就労継続支援B型事業）

1 事業目標

障害者総合支援法の理念に基づき、ご利用者の生活全般にわたるニーズの把握とその実現に努め、ご利用者が現在と共に将来にわたって地域での普通の暮らしを送ることを支援する。

2 令和6年度重点項目

- (1) 新作業：これまでの区役所清掃に代わり、本年度より新しく施設外作業として、特別養護老人ホーム同和園内にて『給食運搬等業務』を開始する。丁寧な説明と練習を実施し、利用者が前向きに取り組める活動となることを目指す。
- (2) 新作業（配膳作業）開始と区役所清掃終了にあたり館内清掃は新たなシフトとなる。区役所清掃にて培ったスキルを十分に発揮しながら、安定した館内清掃作業を継続する。
- (3) 下請作業：新作業（菓子加工／フェイクグリーン）導入にあたり、各自の技術向上を目指す。引き続き、工賃向上につながる新規作業の開拓を行う。
- (4) 厨房作業：各利用者のスキルアップを行い、全体的な質の向上を目指す。
- (5) 朝市：コロナのため中止していた水曜日の1階での野菜販売を再開する。日中の体制を考慮しながら無理なく取り組んでいく。
やきいも：外部出店に向け販売イメージを一新する。販売物品も新調し、やきいもの魅力をアピールできる環境を整える。
- (6) 昆虫門除の除草作業等の定着を目指す。作業工程や道具の使い方等ご利用者に分かりやすく伝え、安全に取り組む。
- (7) バザー出店への参加やレクリエーションについては、社会情勢に応じた活動内容を検討する。
- (8) 工賃規定：新作業開始にあたり、作業全体の工賃規定を変更する。利用者各自の能力を尊重しながら、作業内容に見合った対価を得ることで自信につなげていく。
- (9) 就労支援の取り組みとして、スキルアップ研修やほっとはあと実習の情報提供を継続する。
- (10) 感染対策：自身の健康を気にかけて、お互いに意識を高めながら安心して過ごせる環境を保つ。

3 職員体制

管理者（兼務）1名、サービス管理責任者2名、職業指導員4名、生活支援員1名、目標工賃達成指導員1名、
医師（嘱託・兼務）1名

4 開所日及び開所時間

開所日：月～金曜日 午前8：30～午後5：15

※休所日・土曜、日曜、祝日、年末年始

※第3土曜日に臨時開所する場合がある。（4月、11月、3月は除く）

5 利用対象者

主に知的障がい者（18歳未満の者を除く）

6 利用者定員

20名

7 サービス内容

<就労支援>

- (1) 心身共に安心して継続的に働くことのできる生産活動の場を提供する。
- (2) 作業を通じて、生きがいや働く喜び、存在意義等を実感できるよう支援する。
- (3) 労働に関する意欲、体力、技術およびマナーの育成を目的として、基本給のほかに各種手当の実施をする。
(皆勤手当、各種作業従事手当)

(4) 利用者が主体となって作業を進行し、各自の強みを十分に発揮しながら仲間同士で協力して取り組める環境を提供する。

(5) 就労に向けた取り組み

*本人の思いと特性を把握し、家族と十分に連携を取りながら、無理のない就労支援を実施する。

*就労に関する研修等の情報提供を行い、参加を希望する利用者には職員が同行し「働く」ことの意識付けや社会的マナーなどの学習の場を提供する。

*施設外就労の実施

*就労準備の整ったご利用者には、関係機関と連携をとりながら実習の機会を設け、就労に向けて取り組みを行う。

<日中活動支援>

(1) 自己表出や自己決定を支援し、自分らしい人生が築いていけるよう支援する。

(2) 栄養管理・楽しみの方・選択の機会等の目的をもって給食提供する。

(3) 日常的な健康管理をご利用者自身が意識して取り組めるよう足していく。

(4) ご利用者の生命の安全を守る。交通安全、災害予防、緊急時のスムーズな対応に努める。

(5) ご利用者同士が助け合い、思いやりをもった関わりができるような動きかけを積極的に行う。

(6) 休憩時間については、作業とのメリハリをつけ、自身で気持ちのリラックスできる手段を身に付けることができるように支援する。。

<地域生活支援>

(1) 相談支援

(2) ご利用者の地域での生活を支援する。

8.実習生及びボランティア受入、産学連携、地域公益活動

(1) 実習生・ボランティアの受け入れを行う。橘大学の地域貢献活動等、地域の大学との協働を勧める。

(2) 地域と施設のふれあいの場として地元諸団体と協力・共同して「秋まつり」を開催する。

「朝市」等で当施設のチラシを配布し、地域への理解を求めていく。

(3) 地域ニーズの把握と実現に向けて関係機関・施設・団体等とのネットワークを作り人的交流、情報交換をはかる。

18-1 京都市だいが学園（多機能型就労継続支援 B 型事業）

1 事業目標

社会福祉法人京都障害者福祉センター（以下「法人」という。）が管理運営する京都市だいが学園（以下「事業所」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく多機能型就労継続支援B型に係る障害福祉サービス（以下「就労継続支援B型事業」という。）を提供し、利用者に対し、就労促進その他自立支援のために必要な事業を行い、社会的な自立を図ることを目的とする。

2 令和6年度重点項目

- ・利用者の作業技術の向上と幅を広げ、学園へ通う喜び、働く楽しみにつなげていく。
- ・地域連携（いきセンや山科エリア、他機関、ボランティア等）を深め、地域貢献に努めていく。
- ・販売先の新規開拓、作業単価の見直しを行い、工賃向上に向けた取り組みを実施していく。
- ・グループホーム開設についての検討、情報収集を行っていく。

3 職員体制

職種	員数	常勤		非常勤		常勤換算	備考
		専従	兼務	専従	兼務		
職業指導員	3	3		1		3.6	
生活支援員	5	2		2	1	4.0	
目標工賃達成指導員	1	1					
管理者	1		1				
サービス管理責任者	1		1				
嘱託医	1				1		
合計	12	6	2	3	2	7.6	

4 開所日及び開所時間

月曜日から金曜日まで 8時30分から17時15分まで

※休所日は原則として土日祝日及び12月29日～1月3日。但し、臨時営業日を設けることがある。

5 利用対象者

○知的障がい者 ○精神障がい者（いずれも18歳未満の者を除く）

6 利用者定員

34名

7 サービス内容

- (1) 職業生活スキルの獲得、向上を目的とした生産活動プログラムの提供
(製菓・製パン作業、受託作業、施設外就労作業、館内清掃作業、店舗・喫茶作業)
- (2) 地域生活支援
- (3) 就労支援
- (4) ワークプログラム（わーくだいが）の実施
- (5) 食事提供サービス

8.実習生及びボランティア受入、地域公益活動

- ボランティアや大学・専門学校社会福祉士養成課程等の実習生の受入
- 地域の催事等へ積極的に出店し、地域住民との交流を図る
- 地域の自治会、関係機関との連携
- 小学生、支援学級、支援校からのチャレンジ体験等の受入

18-2 京都市だいが学園（多機能型就労移行支援事業）

1 事業目標

社会福祉法人京都障害者福祉センター（以下「法人」という。）が管理運営する京都市だいが学園（以下「事業所」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく多機能型就労移行支援に係る障害福祉サービス（以下「就労移行支援事業」という。）を提供し、利用者に対し、就労促進その他自立支援のために必要な事業を行い社会的な自立を図ることを目的とする。

2 令和6年度重点項目

- ・就労支援を担う職員のスキルアップを図り、利用者の多様なニーズに応じた就労支援を展開する。
- ・就職された方が継続して働き続けられるよう職場定着支援や生活支援を実施していく。
- ・関係機関との連携強化に努めて利用者獲得を行い、安定的な事業運営に結び付けていく。

3 職員体制

職種	員数	常勤		非常勤		常勤換算	備考
		専従	兼務	専従	兼務		
就労支援員	1	1				1.0	
職業指導員	2	1		1		1.5	
生活支援員	4	1		3		2.6	
管理者	1		1				
サービス管理責任者	1		1				
嘱託医	1				1		
合計	10	3	2	4	1	5.1	

4 開所日及び開所時間

月曜日から金曜日まで 8時30分から17時15分まで

※休所日は原則として土日祝日及び12月29日～1月3日。但し、臨時営業日を設けることがある。

5 利用対象者

○知的障がい者 ○精神障がい者（いずれも18歳未満の者を除く）

6 利用者定員

6名

7 サービス内容

- (1) 就労支援 利用者と家族のニーズに応じた個別支援計画を立案し、持続可能な職業生活を実現するためのサービス提供を行う。
- (2) 職業生活スキルの獲得、向上を目的とした生産活動プログラムの提供
- (3) 地域生活支援
- (4) ワークプログラム（わーくだいが）の実施
- (5) 食事提供サービス

8.実習生及びボランティア受入、地域公益活動

- ボランティアや大学・専門学校社会福祉士養成課程等の実習生の受入
- 地域の催事等へ積極的に出店し、地域住民との交流を図る
- 地域の自治会、関係機関との連携
- 小学生、支援学級、支援校からのチャレンジ体験等の受入

19 京都東野デイサービスセンター「デイスポット楽」（生活介護事業）

1 事業目標

身体障害者福祉法と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の理念に基づき、地域に在住する身体に障がいのある方に対して、通所による日中介護や、必要に応じた相談、個別の支援サービス等を提供することにより、その自立と地域生活の継続を支持し、その生活の質の充実・向上をはかる。

2 令和6年度重点項目

① 新規利用者の受け入れ

- 令和5年9月に2名の新規利用があったが、引き続き新規利用者の受け入れや在籍者の利用増を行い定員に対する利用率88%を目指す。

② 災害、感染症への対策

- 洪水や地震等に対する防災訓練の方法を検討し、年2回行っている避難訓練を様々な場面を想定し実施する。また、災害対策に関する研修と訓練(シュミレーション)を年1回ずつ以上実施する。
- 感染症の感染防止のための対策、環境整備を行い、年2回ずつ以上の研修と訓練(シュミレーション)を実施する。
- 災害時、感染症発生時における事業継続計画(BCP)の周知を徹底する。

③ 研修の充実

- 研修情報を把握し、研修担当者から職員個々にあった研修への参加を促す。年度内、一人2回以上は外部研修に参加し、職員の資質向上を図る。
- 利用者の障がい特性に合った支援方法や知識を習得する。特に利用の多い重度身体障がい者に加え、知的障がい者や自閉症に関する援助技術の向上を図る。

3 職員体制

	常勤	非常勤
管理者(兼務)	1名	
サービス管理責任者	1名	
生活支援員	5名	7名
看護師	1名	1名
医師		1名(嘱託)

4 開所日及び開所時間

月曜日から土曜日まで 午前9時40分～午後3時45分 ※日祝日及び年末年始は休所

5 利用対象者

京都市内在住の18歳以上で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律による区分認定が区分3以上(50歳以上の方は区分2以上)の方。

6 利用者定員

20名

7 サービス内容

- (1) 身体介助
- (2) 創作的活動(作業、自主創作活動)
- (3) リハビリテーション・リラクゼーション
- (4) 社会生活のための支援
- (5) レクリエーション活動
- (6) その他個人の支援のために必要なプログラム
- (7) 各種相談
- (8) 送迎サービス
- (9) 入浴サービス
- (10) 給食サービス

8. 実習生及びボランティア受入、地域公益活動

- 実習生受入(保育実習や、社会福祉援助技術現場実習による実習生受け入れ、養成)
- ボランティアを積極的に受け入れることで、地域の人や学生とともに活動する機会を増やす
- 地域交流として、地域住民の協力のもと避難訓練を実施。また、地域の児童館の発表の場として地域交流スペースを提供し、交流を行う。

20 生活サポートセンター「ほっと」

(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護事業、地域生活支援事業「移動支援事業」)

1 事業目標

障がいのある方とその家族が、住み慣れた地域において安心して豊かな生活ができるように、質の高いサービスを提供するとともに、個々の利用者のニーズを柔軟に受け止められるサービス体制の構築を図り、より安定継続した地域生活支援を事業目標とする。

2 令和6年度重点項目

- ①ヘルパーに定着して長期に働いてもらうことで、安定した支援体制が維持できるよう環境を整備する。
- ②ヘルパーの人員確保に努め、新規利用希望に応えられるよう人員体制を整備する。
- ③各種研修や勉強会への参加、内部研修等の実施により、職員やヘルパーのスキルアップを図る。様々な状況や障がい特性に応じた支援が安定して提供できるようにするとともに、多様なニーズに対して、安心してサービスが提供できるようにする。
- ④安定した経営を行うため、新規派遣の確保により派遣時間数を増やし、事業収入を前年度から増加させる。

3 職員体制（令和6年2月現在）

管理者（兼務）1名、サービス提供責任者4名、常勤ヘルパー1名、登録ヘルパー36名

4 開所日及び開所時間

月曜日～日曜日。ただし国民の祝日及び12/29～1/3を除く

- ・居宅介護事業等 午前7時から午後10時まで
- ・地域生活支援事業 午前7時から午後10時まで *サービス提供時間は最長7時間まで

5 利用対象者

在宅の身体障がい者、知的障がい者及び障がい児の方で、サービスの支給決定及び、受給者証を交付されている方

6 利用者定員 なし

7 サービス内容

- ①居宅介護等
 - ・居宅介護（身体介護、家事援助、通院介助）
 - ・重度訪問介護（重度肢体不自由者、重度の知的障がいがあり、常に介護が必要な方に、居宅介護・見守りの支援・外出時の移動の介護等を総合的に行う。）
 - ・同行援護（重度の視覚障がい者のため移動に著しい困難がある方の外出時の移動の介護等）
 - ・行動援護（知的障がいのため行動に著しい困難がある方の外出時の移動の介護等）
- ②地域生活支援事業
 - ・移動支援事業（外出の際に円滑に外出できるようにガイドヘルパーが移動支援）
- ③レスパイトサービス（登録利用者限定で制度の枠外で、緊急性の高いニーズに柔軟な対応を行う）

20 生活サポートセンター「ほっと」

(共生型訪問介護)

1 事業目標

要介護者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うことを目標とする。

2 令和6年度重点項目

- ① 関係機関との連携を密に、登録利用者へのサービスの安定した提供を行う。
- ② 各種研修や勉強会への参加、内部研修等の実施により、職員やヘルパーのスキルアップを図り、様々な状況や利用者の特性に応じた支援が安定して提供できるようにするとともに、多様なニーズに対して、安心してサービスが提供できるようにする。
- ③ 新たな要介護者の受入れについて模索し、日中時間の事業拡大を検討する。

3 職員体制（令和6年2月現在）

管理者（兼務）1名、サービス提供責任者4名、訪問介護員5名

4 開所日及び開所時間

- ① 営業日 月曜日～日曜日。ただし国民の祝日及び12/29～1/3を除く
- ② 営業時間 午前9時から午後6時まで
- ③ サービス提供日 365日
- ④ サービス提供時間 午前7時から午後10時まで

5 利用対象者

介護保険による要介護認定（要介護1～5）を受けている方。

6 利用者定員 なし

7 サービス内容

- ① 身体介護居宅介護等
日常生活におけるサポートを行う。
具体的には、食事介護・入浴介護・排泄介護・更衣介護・移乗介護・体位交換等。
- ② 生活援助
在宅生活をしていくうえで必要となる買い物、調理、掃除、洗濯などを被介護者に変わって訪問介護員が行う。
- ③ 通院等乗降介護
要介護者の通院等のために訪問介護員等が、自ら運転する車輛への乗車・降車の介助を行い、併せて乗車前・降車後の屋内外での移動等の介助、または、通院先・外出先での受診等の手続き、移動等の介助を行う。

21-1 共同ホーム「あんど」（共同生活援助（介護サービス包括型））

1 事業目標

障がいのある方とその家族が、住み慣れた地域において安心して豊かな生活ができるように、質の高いサービスを提供するとともに、個々の利用者のニーズを柔軟に受け止められるサービス体制の構築を図り、より安定継続した地域生活支援を事業目標とする。

2 令和6年度重点項目

- ① 入居者の残存能力を活かし、それぞれの役割を持ちながら家庭的な日常生活が送れるよう支援する。
- ② 入居者が健康的な生活ができるように日々の生活を見守り、個別支援計画に基づき人権に配慮した支援や様々な活動を行う。
- ③ 家族・医療機関・他事業所等連携を図り、安心、安全な生活が出来るよう支援する。
- ④ 季節等に合った行事を利用者と共に企画し実施する。

3 職員体制

職 種	非常勤
1. 管理者（兼務）	1人
2. サービス管理責任者（兼務）	1人
3. 世話人と生活支援員、夜間支援従事者（兼務）	12人

4 開所日及び開所時間

月曜日～日曜日 365日

時間…16:00～翌9:30（日中施設が翌日休所の場合は、翌10:00まで）（日曜日のみ）10:00～翌9:30

5 利用対象者

当法人の生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している知的障がい者・身体障がい者の方であって、地域において自立した日常生活を営む上で、食事や入浴等の介護や相談等の日常生活上の支援を必要とする方。

6 利用者定員

10名（男性5名、女性5名、（短期入所、空床利用型の原則2名を含む））

7 サービス内容

- ① 個別支援計画の作成
- ② 利用者に対する相談
- ③ 食事の提供
- ④ 健康管理・金銭管理の援助
- ⑤ 余暇活動の支援
- ⑥ 日中活動先その他関係機関等との連絡・調整
- ⑦ 財産管理等の日常生活に必要な援助
- ⑧ 入浴、排泄又は食事等の介助
- ⑨ 緊急時の対応

8 地域公益活動

利用者や職員と共に活動の一つとして、定期的に施設周囲の掃除など環境整備を行い、施設の周辺を地域の方にも気持ちよく過ごしてもらえる場所にする。

21-2 共同ホーム「あんど」（短期入所事業 空床利用型）

1 事業目標

障がいのある方とその家族が、住み慣れた地域において安心して豊かな生活ができるように、質の高いサービスを提供するとともに、個々の利用者のニーズを柔軟に受け止められるサービス体制の構築を図り、より安定継続した地域生活支援を事業目標とする。

2 令和6年度重点項目

- ① マニュアル作成とサービスの標準化
 - ・新規利用者を受け入れる際に、障がい特性による支援方法を個々にマニュアル化し、標準化したサービスを提供する。
 - ・利用者のアセスメントを行い、支援内容や方法の明確化を行うと共に、ニーズに合わせて随時更新することで、安定したサービスを提供する。
- ② 新規利用者の受入れ
 - ・開所7年目を迎え定期的な利用者は10名程度いる。新規利用の問い合わせには迅速に対応し、新規利用者の受け入れを今後も継続する。

3 職員体制

職 種	非常勤
1. 管理者（兼務）	1人
2. サービス管理責任者（兼務）	1人
3. 世話人と生活支援員、夜間支援従事者（兼務）	12人

4 開所日及び開所時間

月曜日～日曜日 365日

時間…16:00～翌9:30（日中施設が翌日休所の場合は、翌10:00まで）（日曜日のみ）10:00～翌9:30

5 利用対象者

当法人の生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している知的障がい者・身体障がい者の方であって、地域において自立した日常生活を営む上で、食事や入浴等の介護や相談等の日常生活上の支援を必要とする方。

6 利用者定員

定 員：原則2名（男性1名、女性1名）

利用者数：空床状況により、利用されていない居室の全部又は一部を短期入所の居室とするため変動する。

7 利用料

- ・運営規定に定められた利用者負担額に応じたサービス利用料。

8 サービス内容

- ① 食事の提供
- ② 入浴、排泄又は食事等の介助
- ③ 日中活動先その他関係機関等との連絡・連携
- ④ 健康管理
- ⑤ 緊急時の対応
- ⑥ 送迎サービス

22 放課後等デイサービス「すてーじ」（放課後等デイサービス事業）

1 事業目標

利用者の人権を尊重し、「児童福祉法」（以下「法」という。）の理念に基づいて、学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための支援等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等に充実して過ごせる場とする。

2 令和6年度重点項目

- ① 非常災害時のBCP（事業継続計画）の策定と防災備蓄品等の整備等、災害時における態勢を整える。
- ② ホームページやInstagram、Facebookを活用して積極的に情報を発信するとともに、放課後等デイサービスの外部への施設説明会等にも参加し周知を行っていく。
- ③ 令和6年4月の障害福祉サービス等報酬改定に伴い、今までの放課後等デイサービスの報酬体系が大幅に見直されており、前年実績を下回ることがないよう、新規利用者の受け入れや現利用者の利用回数を増加させる等、経営の安定を図る。
- ④ 新型コロナウイルス感染症等発生時のBCP（事業継続計画）を策定する等、感染症発生時にも通常通り事業を運営・継続できる体制を構築する。

3 職員体制

職 種	常 勤	非常勤	常勤換算
1.管理者	1名（兼務）		0.2名
2.児童発達支援管理責任者	1名（専従）		1.0名
3.保育士	1名（専従）		1.0名
4.児童指導員	1名（専従）	3名	2.2名
5.公認心理師	1名（専従）		1.0名
5.看護師	1名（専従）	3名（専従2,兼務1）	2.1名

4 開所日及び開所時間

月曜日から土曜日まで（日曜、祝日、年末年始除く）

開所時間 平日 14:00 から 17:00 とする。土曜日など学校休業日 11:00 から 17:00 とする。

5 利用対象者

学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障がい（身体障がい、知的障がい、精神障がい及び難病等対象者（発達障害児を含む））のある児童

6 利用者定員

1日あたり 10名

7 サービス内容

- ① 放課後等デイサービス計画の作成
- ② 日常生活訓練……日常生活動作、歩行、軽スポーツ、音楽活動等
- ③ 創作的活動……絵画、工作等
- ④ 相談……医療、福祉、生活の相談等
- ⑤ 介護方法の指導……保護者等に対する介護技術指導等
- ⑥ 健康指導……健康チェック、健康相談
- ⑦ 送迎サービス……利用者自宅と事業所との間、又は学校と事業所との間の送迎を行う。

8 実習生及びボランティア受入、地域公益活動

*実習生や見学者を積極的に受け入れる。

*ボランティアを積極的に受入れ、福祉分野での人材育成の場としても活用していく。

23 京都市うずまさ学園（多機能型就労継続支援 B 型事業・生活介護事業）

1 事業目標

利用者の障害の特性に配慮した環境を整備し、一人ひとりのニーズに沿った働き・活動を保障する。

2 令和 6 年度重点項目

- ① 利用者・家族・地域の期待に応えられる運営
- ② 透明性の確保・健全な事業経営
- ③ 施設内諸会議の随時開催（ボトムアップ体質の実現）
- ④ 人材育成の強化
- ⑤ 関係機関ネットワークの強化
- ⑥ 新規利用者の計画的受け入れ

3 職員体制

	園長	サービス 管理責任者	目標工賃 達成指導員	職業 指導員	生活 支援員	嘱託医	栄養士	看護師
就労 B 型	1（兼）	1（兼）	1	1	4	1（兼）	1（兼）	
生活介護					9			1（兼）

4 開所日及び開所時間

月曜日から金曜日まで 9：00～16：00（土曜、日曜、祝日、年末年始12/29～1/3を除く）

5 利用対象者

主に知的に障害がある方

6 利用者定員

就労継続支援 B 型 30名 生活介護 30名

7 サービス内容

- 障害の特性に応じた作業を通じ、働く喜びと生きがいへの支援。またそれに応じた安定的な作業量の確保と工賃支給。
- 健康や体力の維持向上を目的として、各種の運動プログラムや外出プログラムなど体を動かす機会の提供。
- 安全・快適な活動環境を提供するために整理整頓を推進。また利用者個々の特性に応じた構造化を図り、安定して過ごせる環境作り。
- 心身の安定、豊かな暮らしを目指し、充実した余暇活動の提供。
- 安全で継続的な通所保障のために送迎事業の検討、及び事業開始。
- 健康に配慮された給食の提供

8.実習生及びボランティア受入、地域公益活動

- ① 地域の障がい児・者（近隣教育機関等）の実習・見学を受け入れる。
- ② 教員免許取得のための「介護等体験」を受け入れ、福祉教育の向上に貢献するとともに、大学や専門学校の福祉課程・保育課程の実習生を受け入れ、将来の福祉スタッフの養成に協力する。
- ③ ボランティアを募集し、作業や行事、その他の活動を通じて、障がい者への理解を深め、利用者のよきパートナーとして活動する機会を提供する。
- ④ 地域住民向けに施設の開放、近隣小学校等の交流など積極的に地域住民との共生を図る。

24 京都市太秦障害者デイサービスセンター（生活介護事業）

1 事業目標

利用者の障害の特性に配慮した環境・過ごし方を整備し、豊かな暮らしに向けた活動を保障する。

2 令和6年度重点項目

- ① 生活プログラムの充実と個別化
- ② 多様な社会資源にアクセスできる地域の中核的な施設づくり
- ③ あらゆる場面での支援に対応できる支援スキルの向上と人材育成
- ④ 報酬改定に影響されない施設経営

3 職員体制

所長	サービス 管理責任者	生活支援員	嘱託医	栄養士	看護師
1（兼）	1	16	1（兼）	1（委託）	1（兼）

4 開所日及び開所時間

月曜日から金曜日まで 9：30～16：30（土曜、日曜、祝日、年末年始12/29～1/3を除く）

5 利用対象者

主に知的に障害がある方

6 利用者定員

生活介護 20名

7 サービス内容

- 障害特性、それぞれの生活ニーズに沿った豊かな生活に向けたプログラムの提供。
- 健康や体力の維持向上を目的として、各種の運動プログラムや外出プログラムなど体を動かす機会の提供。
- 安全・快適な活動環境を提供するために整理整頓を推進。また利用者個々の特性に応じた構造化を図り、安定して過ごせる環境作り。
- 心身の安定、豊かな暮らしを目指し、充実した余暇活動の提供。
- 安全で継続的な通所保障のために送迎事業の検討、及び事業開始。
- 健康に配慮された給食の提供

8.実習生及びボランティア受入、地域公益活動

- ① 地域の障がい児・者（丘陵教育機関等）の実習・見学を受け入れる。
- ② 教員免許取得のための「介護等体験」を受け入れ、福祉教育の向上に貢献するとともに、大学や専門学校の福祉課程・保育課程の実習生を受け入れ、将来の福祉スタッフの養成に協力する。
- ③ ボランティアを募集し、作業や行事、その他の活動を通じて、障がい者への理解を深め、利用者のよきパートナーとして活動する機会を提供する。
- ④ 地域住民向けに施設の開放、近隣小学校等の交流など積極的に地域住民との共生を図る。